

(保12) F  
平成26年4月15日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木邦彦

K546 経皮的冠動脈形成術、K549 経皮的冠動脈ステント留置術の届出に係る告示の誤りについて

今回の診療報酬改定に伴い、K546 経皮的冠動脈形成術、K549 経皮的冠動脈ステント留置術について、施設基準が追加されたところですが、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第59号）において、「この届出は病院である医療機関のみ可能」と記載されているため、従来、これらの手術を実施していた診療所について届出が受理されない状況が起こったとのご連絡をいただきました。

厚生労働省当局に指摘したところ、「病院のみ可能」となっているのは誤りであることを確認いたしました。

今後迅速に告示修正を行い、従前どおり診療所も届出が行えることが明示されますとともに、厚生労働省保険局医療課企画法令第一係から昨夜各厚生局に対して、従前どおり診療所からの届出も受理するよう連絡がなされたので、取り急ぎご連絡いたします。

告示の修正が行われましたら、改めてご連絡申し上げますが、都道府県医師会におかれましては、ご対応方よろしくお願いいたします。